

北上市立図書館規則の一部を改正する規則

北上市立図書館規則（平成7年北上市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休館日)</p> <p>第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日（その日が<u>祝日</u>に当たる場合は、その翌日以後にあって、その日に最も近い休日でない日とする。）</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(貸出しの期間等)</p> <p>第7条 図書館資料の貸出しは、<u>1人5点</u>（自動車文庫は<u>10点まで</u>）とし、貸出期間は<u>15日以内</u>（自動車文庫にあっては次の巡回日まで）とする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(休館日)</p> <p>第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日（その日が<u>休日</u>に当たる場合は、その翌日以後にあって、その日に最も近い休日でない日とする。）</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(貸出しの期間等)</p> <p>第7条 図書館資料の貸出しは、<u>1人10点まで</u>とし、貸出期間は<u>貸出日の翌日から起算して28日以内</u>（自動車文庫にあっては次の巡回日まで）とする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

別記様式を次のように改める。

別記様式（第6条関係）

貸出登録申請書

フリガナ				No.	
氏名				(保護者名)	
生年月日	年	月	日	性別	男・女・回答しない
住所	アパート名等 電話				
勤務先 又は 学校名	電話			ログイン用パスワード (4けた)	
メール予約利用希望者用 メールアドレス					

備考 申請書に記載された個人情報は、図書館業務のみに使用させていただきます。

図書館資料を利用したいので登録申請します。

年 月 日

北上市立中央図書館長 様

附 則

この規則は、令和 5 年10月 1 日から施行する。